

令和 6 年度

浦城小学校

P T A 定期総会



浦添市立浦城小学校

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖 2-1 3-1

T E L 098-877-3335

F A X 098-877-3293

月	学校行事・PTA三役関連	文化教養部	おきな木の子の会 (読み聞かせ)	環境整備部	地域健全育成部	学年	市・県・市・その他
4	7(木)始業式・着任式 10(火)入学式 PTA入会式 26(水)PTA運営委員会 30(日)日曜参観 PTA総会						4(火)県P広報紙コンクール提出メチ 11(木)日P・九P表彰推薦提出メチ× 14(火)役員互選会・運営委員会 28(金)会計監査
5	1(月)春の遠足 17(水)PTA運営委員会 31(水)授業参観2,3校時	5/24～6/6 第1回漢字検定 校内募集期間	11(木) 学年代表者集まり (18:00～プレハブ)	18(日)PTA作業 (1・3・5年)			12(金)第1回理事会 26(金)定期総会・新旧歓送迎会
6	12(月)平和集会 14(水)PTA運営委員会	27(火)・28(水) 漢検教室(放課後)	1(木)読み聞かせ①低 8(木)読み聞かせ②高 22(木)読み聞かせ③低				1(木)第1回PTA会長研修会 15(木)第1回各専門委員会 20(火)第1回PTA事務連絡会
7	12(水)PTA運営委員会 20(木)終業式 24(月)～保護者面談	7(金)第1回漢字検定					14(金)第1回各専門部会 19(水)地区P表彰提出メチ 25(火)浦添市広報紙コンクール市P賞提出メチ 日本PTA研究会大会参加者オリエンテーション
8	28(月)始業式			21(月)～23(水) 東棟トイレ清掃 (原石除去)			4(金)市P広報紙コンクール審査会 市P表彰選考委員会 25(金)～26(土) 日本PTA全国研究大会(広島大会)
9	8(金)授業参観2,3校時 13(水)PTA運営委員会 26(火)童話お話大会推薦式	1(金)～13(水) 第2回漢字検定 校内募集期間 13(水)童話お話大会 校内選考会	7(木)読み聞かせ④高 14(木)読み聞かせ⑤低 21(木)読み聞かせ⑥高 28(木)読み聞かせ⑦低	15(金)夜間街頭指導 情報交換会会場校 (20:00～1階ワークスペース)			1(金)第2回理事会 4(月)浦添市童話お話大会事前学習会 16(土)第26回郡部地区PTA研修会 26(火)浦添市童話お話大会審査委員長打ち合わせ 29(金)浦添市童話お話大会市P連原稿メチ
10	6(金)6年修学旅行説明会 15(日)授業参観 28(土)～29(日) 5年自然教室	13(金) 浦添市童話お話大会 (ハーモニーセンター) 20(金)第2回漢字検定	5(木)読み聞かせ⑧高 12(木)読み聞かせ⑨低 19(木)読み聞かせ⑩高 26(木)読み聞かせ⑪低	1(日)PTA作業 (2・4・6年)			『市P連広報紙』発行 13(金)第48回浦添市浦添市童話お話大会 20(金)第74回郡部地区童話お話大会原稿メチ 24(火)第74回郡部地区童話お話意見大会会場校説明会 九州ブロックPTA研究大会大会(佐賀大会)
11	1(水)授業参観2,3校時 3(金)～4(土) 6年修学旅行 15(水)PTA運営委員会 22(水)感謝集会		2(木)読み聞かせ⑫高 16(木)読み聞かせ⑬低 30(木)読み聞かせ⑭高		7(火)地域を知らう(4年) 3自治会長講師		7(火)第74回郡部地区童話お話意見発表大会審査委員会 10(金)第74回郡部地区童話お話意見発表大会 20(月)沖縄県童話お話意見発表大会市P連メチ
12	6(水)コミュニケーションスクール 学校運営協議会 19(火)黒糖づくり(4年) (保護者見守り) 25(月)終業式	1(金)～15(金) 第3回漢字検 校内募集期間	7(木)読み聞かせ⑮低				9(土)単位PTA親睦スポーツ大会 16(土)第74回沖縄県童話お話意見発表大会
1	5(月)始業式 24(水)PTA運営委員会 28(日)参観祭 (駐車場見守り)	26(金)第3回漢字検定	11(木)読み聞かせ⑯高 18(木)読み聞かせ⑰低 25(木)読み聞かせ⑱高		保護者による 朝の交通安全 街頭指導 (登校見守り)		20(土)～21(日) 第64回沖縄県PTA研究大会宮古大会
2	1(木)音楽鑑賞会 学校保健安全委員会 16(金)PTA運営委員会 20(火)入学説明会		1(木)読み聞かせ⑳低 8(木)読み聞かせ㉑高 22(木)読み聞かせ㉒低 29(木)読み聞かせ㉓高	16(金)夜間街頭指導 情報交換会会場校 (20:00～プレハブ)			17(土)浦添市PTA研究大会 関係者授賞合同祝賀会
3	21(木)卒業式 22(金)修了式・離任式		7(木)読み聞かせ㉔低 28(木)蔵書点検	3(日)PTA作業 (全学年)		5(火)5学年 学年レク (餅つき大会)	『市P連広報紙』 14(木)第3回理事会

令和5年度 浦城小学校PTA決算書

報告第2号

収入総額	4,694,268
支出総額	3,576,387
差引残高	1,117,881

至: 令和 6年 3月 31日

1 収入の部

項 目	予算額	決算額	増・減(-)	付記
1 会 費	3,515,400	3,563,550	48,150	(639世帯+職員48名)×95%→651世帯×450円×12ヶ月
2 繰 越 金	1,130,707	1,130,707	0	前年度より繰越
3 補 助 金	0	0	0	
4 雑 収 入	30	11	△ 19	預金利息
合 計	4,646,137	4,694,268	48,131	

2 支出の部

項 目	予算額	決算額	増・減(-)	付記
1 運 営 費	1,616,233	1,536,982	79,251	
1 会議費	20,000	5,568	14,432	PTA運営委員会茶菓子代
2 需要費	183,733	136,414	47,319	
イ 消耗品費	90,000	39,083	50,917	用紙、トナー代等消耗品、事務用品
ロ 印刷機維持費	7,333	7,333	0	印刷機維持費 (7,333円/年額)
ハ PTA携帯通信費	86,400	89,998	△ 3,598	利用料金(約7,500円/月)×12ヵ月
3 交通通信費	24,000	21,500	2,500	
イ 交通費	5,000	2,500	2,500	市P連研修会参加者・役員等の交通費
ロ 通信費	19,000	19,000	0	運営委員19名×1,000円(年間通信料)
4 渉外費	20,000	8,000	12,000	対外的活動費用 各小中学校の式典・祝賀会の御祝儀等(神森小・湧川中)
5 慶弔費	15,000	12,000	3,000	児童保護者香典(2名)、職員親族香典(1名)
6 諸手当	1,353,500	1,353,500	0	役員手当、会計手当
イ 役員手当	66,000	66,000	0	会長20,000円×1名、副会長10,000円×3名、監査員手当3,000円×2名
ロ PTA事務手当	1,287,500	1,287,500	0	4月¥100,000、5月¥100,000、6月¥100,000、7月¥100,000、8月¥100,000、9月¥100,000 10月¥100,000、11月¥100,000、12月¥100,000、1月¥100,000、2月¥100,000、 3月¥100,000、賞与¥80,000(労働保険代含む)、健康診断¥7,500
2 活 動 費	714,550	586,087	128,463	
1 研修費	20,000	10,000	10,000	浦添市PTA研究大会及び授賞式 会費
2 総務部費	30,000	26,740	3,260	市P連新旧歓迎会
3 広報部費	100,000	80,000	20,000	デジカメ購入準備金
4 文化教養部費	30,000	11,456	18,544	童話・お話大会記録集、校内選考会諸経費、参考給本購入費
5 環境整備部費	30,000	11,082	18,918	草刈機部品修理、PTA作業消耗品費
6 地域健全育成部費	20,000	7,779	12,221	夜間街頭指導情報交換会 会場校運営費
7 保健体育部費	20,000	0	20,000	※使用なし
9 学年PTA活動費	413,550	395,130	18,420	学年レク・運動祝い 1年¥61,320 2年¥67,039 3年¥62,040 4年¥59,892 5年¥61,495 6年¥62,497 特支学級(9学級)¥20,847
10 PTA特別活動費	51,000	43,900	7,100	
イ 読み聞かせ活動費	30,000	30,000	0	書籍、絵本棚カバー、オリエンテーション茶菓子代
ロ ベルマーク部	1,000	0	1,000	※使用なし
ハ 特別活動費	20,000	13,900	6,100	那覇地区音楽発表会参加費(4年)
3 学校協力費	1,080,000	848,711	231,289	
1 行事協力費	200,000	171,325	28,675	お花代(入学式・着任式・卒業式・離任式)学習発表会楽譜、音楽鑑賞会鑑賞料
2 需用費	150,000	133,377	16,623	コンクール等出品作品返却料、熱中症対策ミスト その他の行事消耗品、備品修繕等
3 教職員研修費	50,000	49,586	414	各種研修会参加費(養護・音楽・事務・図書・特支)、校内研講師謝礼他
4 環境整備費	150,000	81,125	68,875	教材園整備(肥料・土)草刈機修理(7台)一人一鉢(苗)
5 衛生管理費	380,000	267,422	112,578	
イ 衛生費	80,000	76,462	3,538	体育館モップレンタル代(13ヵ月分)保健室消耗品等
ロ 管理費	300,000	190,960	109,040	学校トイレ 尿石除去作業(東棟1階~3階)
6 図書購入費	100,000	99,944	56	書籍(77冊)
7 学力向上費	50,000	45,932	4,068	学校使用ラミネートフィルム、印刷機インク購入費
4 分 担 金	423,337	419,407	3,930	
1 地区PTA分担金	284,487	285,257	△ 770	市P・県P会費 (651世帯×437円)
2 学校保健分担金	30,550	30,850	△ 300	P会員(639世帯×50円×95%) + 550円(振込手数料) 分担金¥100未満の金額は切り捨て計算
3 PTA傷害保険掛金	103,300	103,300	0	全会員(685世帯)×150円+振込手数料550円
4 市健全育成市民会議年会費	5,000	0	5,000	※使用なし
5 積 立 金	185,200	185,200	0	
1 遊具積立金	30,000	30,000	0	累積額: 436,576円
2 PTA事務退職金	15,000	15,000	0	累積額: 83,295円
3 機器入替準備金	10,000	10,000	0	累積額: 237,888円
4 周年行事準備金	130,200	130,200	0	(639世帯+職員46名)×95%×200円 累積額: 1,169,536円
6 予 備 費	626,817	0	626,817	
計	4,646,137	3,576,387	1,069,750	

*令和6年3月31日までの決算書です。

令和5年度 会計監査報告

令和5年度の浦城小学校PTA会計帳簿及び収支決算書につき、下記の通り帳簿並びに関係証憑書類照合の結果、会計基準に則り適正に処理されているものと認めます。

【一般会計】

単位:円

収入総額	支出総額	残 高	説 明
4,694,268	3,576,387	1,117,881	次年度へ繰越

【積立金】

遊具修繕積立金

単位:円

区 分	金 額	説 明
繰越金	406,572	①前年度からの繰越金
収入	30,004	②積立 30,000円、預金利息 4円
支出金額	0	③
差引残高	436,576	④ (①+②-③)

PTA事務退職金積立金

単位:円

区 分	金 額	説 明
繰越金	68,295	①前年度からの繰越金
収入	15,000	②積立 15,000円、預金利息0円
支出金額	0	③
差引残高	83,295	④ (①+②-③)

機器入替準備金積立金

単位:円

区 分	金 額	説 明
繰越金	227,886	①前年度からの繰越金
収入	10,002	②積立 10,000円、預金利息 2円
支出金額	0	③
差引残高	237,888	④ (①+②-③)

周年事業用積立金

単位:円

区 分	金 額	説 明
繰越金	1,039,326	①前年度からの繰越金
収入	130,210	②預金利息 10円 積立金 130,200円
支出金額	0	③
差引残高	1,169,536	④ (①+②-③)

令和 6 年 5 月 / 日

浦城小学校PTA

会計監査員

日渡 多映子



会計監査員

富原 貴寛



浦添市立浦城小学校 PTA 会則(案)

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、浦城小学校 PTA と称し、事務局を浦城小学校に置く。

第 2 条 本会は、浦城小学校の児童の保護者、教職員並びに本会の趣旨に賛同するものを会員とする。

第 2 章 目的および事業

第 3 条 本会は、教育及び学校の中立を尊重しつつ、学校と家庭と社会が一体となり協力相提携して、児童の福祉と教育の進展向上をはかり、併せて会員の親睦と教養を高めることを目的とする。

- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動すること
- (2) 学校における教育施設の充実促進に関すること
- (3) 校外における児童の生活指導と健全育成に関すること
- (4) 会員の学習・研修に関すること
- (5) 会員相互の親睦に関すること
- (6) 児童の健全育成に向けての地域子ども会、地域自治会、その他の団体との連携に関すること
- (7) その他本会の目的を達成する為に必要なこと

第 4 条 本会は、前条の目的を達成する為に、専門部・学年委員会・学校支援部を置き、それぞれの事業を行う。

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 総務部 | 諸会議の準備、役員の研修、会員の親睦に関すること及びその他各部、委員会に属しないこと |
| (2) 広報部 | 広報活動に関すること |
| (3) 文化教養部 | 文化的事業、PTA 講座、児童図書の実施に関すること
<u>読み聞かせ部を含むこと</u> |
| (4) 環境整備部 | 校内教育環境の整備と美化に関すること |
| (5) 地域健全育成部 | 夜間パトロールなど健全育成に関すること、地域自治会との連携、CGG 運動への参加等 |
| (6) 保健体育部 | 体育的事業、保健衛生、運動場整備、遊具施設及び体位体力の向上に関すること |
| (7) 学年委員会 | 学年 PTA として、当該学年に即したこと |
| (8) 学校支援部 | 学校支援活動に即したこと |
| —読み聞かせ部— | 朝の読み聞かせ及び発表に関すること |

第3章 役員

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 : 保護者より 十名 1名または2名
- (2) 副会長 : 保護者より 4名 1名～4名、教頭及び主幹教諭のうちから1名
- (3) 書記会計 : 保護者より1名
- (4) 監査員 : 保護者より 2名、教職員より1名 3名 (教職員、保護者など)
- (5) 幹事 : 教務主任
- (6) 顧問 : 校長
- ~~(7) 第4条第1号から第6号の専門部の部長 : 保護者より各専門部に1名~~
- ~~(8) 第4条第7号の学年委員会の委員長 : 保護者より各専門部に1名~~
- ~~(9) 第4条第8号の学校支援部の部長 : 保護者より各部に1名~~

第6条 役員の選出は、次のとおりとする。

- 1 会長、保護者代表の副会長4名及び保護者代表の監査員は、次の役員選考委員会にて候補者を選考し、評議員会に諮ったのち、総会における承認を経て選出するものとする。
 - (1) 役員選考委員会は、教職員で構成する副会長2名、各学年委員長及び各専門部会の部長で構成するものとする。
 - (2) 役員選考委員会は、副会長のうち学校組織の上長が委員長として会員を招集し、当該委員会の議長を務めるものとする。
 - ~~(3) 第2項の役員候補者の選考は、役員選考委員会の委員は除かれるものとする。ただし、役員選考委員会が、やむを得ず当該委員会の委員を候補者として選考する場合は、それによって生じる学年委員会或いは専門部会の欠員を補充するよう対象部署に意見を添えなければならない。~~
 - (4) 役員選考委員会の議決は、出席者の過半数で決するものとする。
 - (5) 役員選考委員会の会務は、評議員会に選考結果を報告し、その評議員会が総会に上程することを決することによって終えるものとする。
- 2 書記会計は、会長が委嘱する。ただし、評議員会の承認を得なければならない。
- 3 各専門部部長は、各専門部において互選する。ただし、各部の副部長は2名体制とし、うち1名は教諭から選出する。
- ~~4 学年委員長は、各学年委員会において互選する。ただし、各学年の副委員長は2名体制とし、うち1名は学年主任の教諭をあてる。~~

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。補欠によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代行をする。
- (3) 書記会計は、本会の会計並びに事務を処理する。
- (4) 監査員は、本会の会計を監査し、その結果を評議員会並びに総会に報告する。
- (5) 運営委員は、本会の重要事項の企画にあたる。
- (6) 評議員は、本会の重要事項を審議する。
- ~~(7) 幹事は、本会と学校側との連絡調整にあたる。~~
- (8) 顧問は、会長の諮問に応える。

第9条 役員の報酬等については別に定める。

第4章 会 議

第10条 本会の会議は、総会、評議員会、運営委員会、三役会、各専門部会、各学年委員会とし、緊急の際は、評議員会をもって総会にかえることができる。

第11条 総会は、毎年1回5月に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

1 総会の決議事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の制定及び改定について
- (2) 事業及び会務の報告
- (3) 予算及び決算について
- (4) 会長、副会長、監査員の承認
- (5) その他必要事項

第12条 評議員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

1 評議員は、運営委員、各専門副部長、各学年主任とする。

2 評議員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の制定案及び改定案の審議
- (2) 事業計画案の審議
- (3) 予算及び決算の審議
- (4) 会長、副会長、監査員の推薦
- (5) 書記会計の承認
- (6) 総会において委任されたこと
- (7) その他必要なこと

第13条

1 運営委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

2 運営委員は、会長、副会長、各専門部長、~~学年委員長~~、書記会計、幹事、顧問とし、会長が必要と認めたときその他を加える。

3 運営委員は、本会の重要事項の企画にあたる。

第14条

1 三役会は、会長が必要と認めたときに開催する。

2 三役会とは、会長、副会長、書記会計、幹事、顧問とし、会長が必要と認めたときその他を加える。

第15条 各専門部会は、部長が必要と認めたときに開催する。

1 各専門部会の任務は、事業を計画し執行する。

~~第16条 各学年委員会は、学年委員長が必要と認めたときに開催する。~~

~~1 学年委員会の任務は、事業を計画し執行する。~~

第5章 会 計

第17条 本会の会計年度の期間は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他をもってあてる。

第19条 本会の会費は、会員一世帯年会費5,400円（月450円）とする。

第20条 毎年、本会事業費の中から、一世帯あたり200円の額を次回周年行事の準備金として拠出し、積み立てるものとする。

第21条 やむを得ず予算外の支出が必要になった場合に会長の了解の上、予備費から充当する。

第22条 特別の事情のある者は、会費を免除することができる。

第23条 本会の会計は、毎年1回以上、監査員の監査を受けなければならない。

第24条 本会の会費は、返金を行わない。

第6章 付 則

第25条

~~第24条~~ 本会に、次の帳簿を備える。

- (1) 会 則
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 予算書
- (5) 決算書
- (6) 会計簿
- (7) 記録

第26条

~~第25条~~ 本会の会則は、昭和47年4月1日より施行する。

- 1 この会則は令和5年5月19日より施行する。

付記

- 1 本会則は、昭和 49 年 6 月 1 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 2 本会則は、昭和 53 年 5 月 27 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 3 本会則は、昭和 54 年 5 月 22 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 4 本会則は、昭和 56 年 5 月 30 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 5 本会則は、昭和 57 年 5 月 29 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 6 本会則は、昭和 58 年 5 月 21 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 7 本会則は、昭和 59 年 5 月 24 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 8 本会則は、昭和 60 年 5 月 18 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 9 本会則は、昭和 61 年 5 月 31 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 10 本会則は、昭和 62 年 5 月 30 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 11 本会則は、平成 2 年 5 月 19 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 12 本会則は、平成 3 年 5 月 25 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 13 本会則は、平成 5 年 5 月 29 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 14 本会則は、平成 6 年 5 月 28 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 15 本会則は、平成 10 年 5 月 27 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 16 本会則は、平成 11 年 5 月 26 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 17 本会則は、平成 12 年 5 月 30 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 18 本会則は、平成 13 年 5 月 29 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 19 本会則は、平成 14 年 5 月 28 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 20 本会則は、平成 15 年 5 月 29 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 21 本会則は、平成 16 年 5 月 24 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 22 本会則は、平成 17 年 5 月 20 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 23 本会則は、平成 19 年 5 月 18 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 24 本会則は、平成 20 年 5 月 25 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 25 本会則は、平成 21 年 5 月 31 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 26 本会則は、平成 22 年 6 月 16 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 27 本会則は、平成 23 年 5 月 31 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 28 本会則は、平成 24 年 5 月 29 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 29 本会則は、平成 29 年 5 月 21 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 30 本会則は、令和元年 5 月 19 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 31 本会則は、令和 2 年 6 月 4 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 32 本会則は、令和 3 年 7 月 14 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 33 本会則は、令和 4 年 5 月 30 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 34 本会則は、令和 5 年 4 月 30 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。
- 35 本会則は、令和 6 年 5 月 19 日より施行し、同年 4 月 1 日より適用する。

浦城小学校 PTA 慶弔規定（案）

第1章 表 彰

（主旨）

第1条 この規定は、浦城小学校 PTA の発展及び本校教育活動の進展に貢献した個人、団体に対して表彰（感謝）を行うことを目的とする。

（会員の表彰）

第2条 会員の表彰は、次の各号に該当する者に対して行う。

- 1 この会の活動に積極的に協力貢献をなし本会の発展に尽力した個人、団体。
- 2 会長、副会長、各専門部長、~~副部長、各学年委員長、副委員長~~を通算3年以上務め本会の発展に功績があった者。
- 3 役員を通算5年以上務め顕著な功績のあった者。

（会員以外の表彰）

第3条 会員以外の者で本会の活動に対し顕著な功績があり、その発展に尽力された者がある場合、表彰することができる。

（表彰者の決定）

第4条 被表彰者の決定は、表彰委員の内申に基づき、運営委員会で審査、決定する。

- 1 表彰委員は、会長、副会長、顧問、幹事、各専門部長、~~各学年委員長~~及び書記会計とする。

（表彰状）

第5条 表彰は、会長及び校長名で表彰状（感謝状）及び副賞を添えて授与する。

- 1 表彰は、原則として定期総会において行う。但し特別に必要があるときは随時に表彰することができる。
- 2 表彰を受ける者が、表彰を受ける前に会員の資格を失いまたは、死亡したときは会員の資格喪失前または、生前の日付にさかのぼり表彰することができる。

（職員の転退職）

第6条 職員の転退職については、歓送迎会等の席上において記念品を贈呈し感謝の意を表す。

- 1 本校において定年退職の職員については、感謝状と記念品を添えて贈呈する。
- 2 その他の事項については、その都度協議する。

第2章 慶弔費

(香典)

第1条

- 1 児童の場合 PTA 会費から 5,000 円
- 2 会員の場合 PTA 会費から 5,000 円
- 3 職員の一親等の場合 PTA 会費から 2,000 円
- 4 その他 その他の事項については、その都度協議する。
(児童：災害の場合)＝火災・交通事故等

第2条

- 1 見舞金 PTA 会費から 5,000 円
- 2 その他 その他の事項については、その都度協議する。

(お祝儀)

第3条

- 1 他校 PTA 行事 PTA 会費から 2,000 円
- 2 地域自治会行事等 PTA 会費から 2,000 円
- 3 その他 その他の事項については、その都度協議する。

予算の執行に関する規定 (案)

第1条 浦城小学校 PTA の収入、支出は、別紙の通りとする。

第2条 本予算は、項と項、項の間における目の流用は会長の許可を受けてこれをなすことができる。

第3条 収入が予定より増収となる場合は、収入の範囲内で必要な経費にあてることができる。

第4条 収入が予定より減収となる場合は、収入の範囲内で急を要しない項を減額することができる。

諸手当に関する規定（案）

（交通費・日当）

第1条 会長の命を受け、会の代表として出席する諸会議・大会等に参加する場合、下記のとおり交通費を支給する。

浦添市内（校区外）	500 円
那覇・宜野湾・西原・与那原・南風原	1,000 円
本島中南部（上記以外の市町村）	2,000 円
本島北部	3,000 円

- 1 1 日を要する諸会議・大会等への参加については、一日当たり 2,000 円の日当を支給する。半日の場合は適用しない。
- 2 離島及び県外への諸会議・大会等への参加については、旅費とは別途に出発地までの交通費を支給する。
- 3 旅費の内訳は、航空運賃、宿泊費、現地での交通費とし実費を支給する。

（役員報酬）

第1条 規約第5条に規定する会長・副会長（保護者）・監査役（保護者）には年間報酬を支給する。

会 長	20,000 円	副 会 長	10,000 円
監 査 役	3,000 円		

（通信費）

第2条 運営委員（会長、副会長（保護者）・学年委員長・専門部長）及び学校支援部長には年間通信料を支給する。

通 信 料 1,000 円

《 付 則 》

- 1 この規定は、平成22年6月6日から施行し、同年4月1日より適用する。
- 2 この規定は、平成24年5月29日から施行し、同年4月1日より適用する。
- 3 この規定は、平成25年5月28日から施行し、同年4月1日より適用する。
- 4 この規定は、平成29年5月21日から施行し、同年4月1日より適用する。
- 5 この規定は、令和元年5月19日より施行し、同年4月1日より適用する。
- 6 この規則は、令和2年6月4日より施行し、同年4月1日より適用する。
- 7 この規則は、令和5年4月30日より施行し、同年4月1日より適用する。
- 8 この規則は、令和6年5月19日より施行し、同年4月1日より適用する。

浦添市立浦城小学校 PTA 書記会計報酬規定(案)

(趣 旨)

第 1 条 この規定は浦添市立浦城小学校 PTA（以下「本会」という。）の書記会計の報酬の金額及びその支給方法について必要な事項を定めるものである。

(報酬の額)

第 2 条 本会は書記会計に報酬を支給する。

1 前項の報酬月額と支給方法は次のとおりとする。

(1) 書記会計の報酬は月額 10 万円、及び精勤手当は年額 8 万円とする。

(2) 報酬は、毎月 1 日から月末までを計算期間とし、毎月、次月 5 日までに支給するものとする。

2 一月の勤務日において 3 日以上欠勤がある場合は、その当該月の報酬について月給制から日給制にするものとする。その場合、一月の勤務可能日数を 22 日として、欠勤した分の日給（日額 4,545 円）を月額から差し引いた額を支給するものとする。

(勤務日)

第 3 条 書記会計の勤務日は毎週祝祭日を除いた月曜日から金曜日とする。但し、諸行事及び調整のある場合はその限りではない。

1 所定外勤務をした場合の振替休暇は諸行事に支障のないように調整してとる。但し、その旨

2

3 を会長もしくは校長に報告し、承認を得る。

(勤務時間)

第 4 条 書記会計の勤務時間を毎日 10:00～15:30 までの 5 時間（うち休憩時間 30 分）とする。但し、諸行事及び調整のある場合はその限りではない。

(その他)

第 5 条 書記会計の勤務に係る労働規約等別に定める。

(附 則)

1 この規定は平成 23 年 5 月 31 日から施行する。

2 この規定は一部改訂し、令和 5 年 4 月 30 日から施行する。

3 この改定は令和 6 年 5 月 19 日から施行する。

令和6年度 PTA運営委員および会計監査員(案)

浦城小学校 877-3335

P T A 運 営 委 員		氏 名	学年	児 童 名
P	T A 会 長	しもじ地 さとみ実	2 年	羽 実
P	T A 会 長	そらだ田 のぶやす	1 年	躍 心
顧 問 = 校 長		なかやま もりや弥	校 長	
副 会 長	P 側	まえかわ きよか香	3 年	大 和
	T 側	あらかき垣 よしやす恭	主 幹	
書 記 会 計		なかそね根 さきこ子	6 年	柚 希
幹 事		とみはら たかひろ寛	教務主任	
専 門 部	総 務 部 長	しおひら まき樹	6 年	愛 里
	文 化 教 養 部 長	きぬかわ なつ都子	2 年	凌 士
	環 境 整 備 部 長	あさと はるき樹	2 年	奏 咲
	保 健 体 育 部 長	しもじょう門 ゆうき希	2 年	万 結 香
	読 み 聞 か せ 部 長	いまづ津 ゆみこ子	6 年	周 真
	読 み 聞 か せ 部 長	しもじ地 さき紀子	6 年	常 仁

会 計 監 査 員	氏 名		備 考	
	あ げ な な な	安 慶 名 名 奈	T	
	ひわたし た え こ	日 渡 多 映 子	P	4 年 あかり
	知 念 か お り		OB	

令和6年度 PTA年間活動計画(案)

浦城小学校PTA

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校行事	着任式、1学期始業式(8) 入学式(9)	春の遠足(1) 日曜参観・PTA総会・避難訓練(19) 1年生を迎える会(21)	授業参観(17) 平和集会(21)	1学期終業式(19) サマースクール(23～25) 保護者面談(23～29)	リフレッシュウィーク(学校閉庁日) (6～9) 2学期始業式(29)	授業参観(6) 5年自然教室(24・25) 6年修学旅行(31～11/1)	授業参観(6) 5年自然教室(24・25) 6年修学旅行(31～11/1)	6年修学旅行(1) 感謝集会(15) 体育授業参観(24)	浦城っ子まつり(12) 2学期終業式(25)	3学期始業式(6) 書き初め会(7) 学習発表会(26)	沖縄県到達度調査(13) 小学校入学説明会() 中学校入学説明会()	卒業を祝う会(5) 卒業式(18) 修了式(19)
全体活動	三役会 運営委員会	三役会 運営委員会	三役会 運営委員会			三役会 運営委員会	三役会 運営委員会	三役会 運営委員会	三役会 運営委員会	三役会 運営委員会	三役会 運営委員会	三役会 運営委員会
学年委員会	各学年にて学年レク等日程調整											
総務部	総会準備											
広報部	年間カレンダー発行予定											
文化教養部		第1回漢検募集期間 (5/17～6/3)	漢検対策教室	第1回漢字検定(5)		第2回漢検募集期間(2～13) 漢検対策教室	第2回漢字検定(18) 浦添市童話・お話大会(11)		第3回漢検募集期間(9～23) 漢検対策教室	第3回漢字検定(31)		
環境整備部			PTA作業(9) 1・3・5年									PTA作業(2) 全体
地域健康教育部	全保護者輪番制		朝の立哨 (6年～)	朝の立哨	朝の立哨	朝の立哨	朝の立哨	朝の立哨	朝の立哨	朝の立哨	朝の立哨	朝の立哨
保健体育部								体育授業参観準備手伝い	単P親睦スポーツ大会(14)			
読み聞かせ部	低学年・高学年を分けて隔週	読み聞かせオリエンテーション	読み聞かせ(6)(13)(20)(27)	読み聞かせ(4)(11)(18)		読み聞かせ(5)(12)(19)(26)	読み聞かせ(10)(17)(24)(30)	読み聞かせ(7)(14)(21)(28)	読み聞かせ(5)(12)(19)	読み聞かせ(9)(16)(23)(30)	読み聞かせ(6)(13)(20)(27)	読み聞かせ(6)最終
市PTA連合会	県P広報紙コンクール市P提出メ切日(4) 日P九P表彰推薦市Pメ切(11) 役員互選会(12) 運営委員会(12) 会計監査(19)	第1回理事会(10) 定期総会(24)	PTA会長研修会(7) 第1回各専門委員会(14) 第1回PTA事務研修会(21)	第1回各専門部会(12) 地区P表彰市P提出メ切(17) 市広報紙コンクール・市P賞応募メ切(23) 日P研究大会参加者オリエンテーション(23)	市P広報紙コンクール審査会、市P表彰選考委員会(2) 日P研究大会(川崎大会)(23・24)	第2回理事会(13) 浦添市童話・お話・意見発表大会(17) 浦添市お話し・意見発表大会審査委員長打合せ会(24) 童話お話し大会市P原稿メ切(27)	「市P連広報紙」発行 浦添市童話・お話・意見発表大会(11) 県P表彰推薦市P提出メ切(11) 九州ブロックPTA研究大会(長崎大会)(26・27)	那覇地区童話・お話し・意見発表大会(22) 県童話・お話し会申し込み切	第3回PTA会長研修会(6) 単P親睦スポーツ大会(14) 沖縄県童話・お話し・意見発表大会(21)	沖縄県PTA研究大会 国頭大会(19) 受賞者合同祝賀会(15)	浦添市PTA研究大会 関係受賞者合同祝賀会(14)	「市P連広報紙」発行 第3回理事会(14)

令和6年度 浦城小学校PTA予算書(案)

自:令和 6年 4月 1日

至:令和 7年 3月 31日

1. 収入の部

項 目	6年予算額	5年決算額	増・減(一)	付 記
1 会 費	3,364,200	3,563,550	-199,350	(612世帯+職員44名)×95%=623 623世帯×450円×12ヶ月
2 繰越金	1,117,881	1,130,707	-12,826	前年度より繰越
3 雑収入	30	11	19	預金利息
	4,482,111	4,694,268	-212,157	

2. 支出の部

項 目	6年予算額	5年決算額	増・減(一)	付 記
1 運 営 費	1,599,005	1,536,982	62,023	
1 会議費	10,000	5,568	4,432	各種会合費用
2 消耗品費	50,000	46,416	3,584	用紙、トナー代等消耗品、印刷機維持費
3 交通通信費	120,000	111,498	8,502	研修参加交通費、役員通信費(1,000円/人) PTA携帯通信料2台(約7,500円/月)
4 渉外費	20,000	20,000	0	地域行事等のご祝儀、各小中学校の式典・祝賀会のご祝儀 香典代、PTA表彰者記念品代等
5 諸手当	1,399,005	1,353,500	45,505	役員手当、会計手当
イ 役員手当	86,000	66,000	20,000	会長20,000円×2名、副会長10,000円×4名、 監査3,000円×2名
ロ PTA事務手当	1,313,005	1,287,500	25,505	月額100,000円、賞与80,000円×1回 労働保険代 23,545円 健康診断 9,460円
2 活 動 費	699,850	572,187	127,663	
1 研修費	100,000	10,000	90,000	日P、九P、県P、市P、等の参加費及び旅費等
2 専門部会費	200,000	167,057	32,943	(例) 令和5年度 総務部費・環境整備部費・読み聞かせ活動費・文化教養部費
3 学年PTA活動費	399,850	395,130	4,720	【学級・学年行事等】 1年¥58,950 2年¥65,250 3年¥67,500 4年¥62,100 5年¥63,450 6年¥66,600 特支学級(8学級)¥16,000
3 学校協力費	850,000	862,611	-12,611	
1 行事協力費	200,000	185,225	14,775	入学式、着任式、遠足、運動会(体育参観)、 学習発表会、卒業式、離任式、合唱コンクール参加費、
2 需用費	200,000	228,895	-28,895	教職員研修補助費(校内研・各種研究会年会費) 講師謝礼金(校外学習) コンクール等出品作品返却料、その他行事消耗品
3 環境整備費	350,000	348,547	1,453	校内教育環境の整備・美化 施設管理・修繕費(市予算対象外のものに対して)
4 図書購入費	100,000	99,944	56	図書(書籍・消耗品・備品)
4 分 担 金	406,591	419,407	-12,816	
1 地区PTA分担金	273,021	285,257	-12,236	市P・県P会費(623世帯×437円)+手数料770円
2 学校保健分担金	29,620	30,850	-1,230	P会員数(612世帯×50円×95%)+振込手数料550円
3 PTA傷害保険掛金	98,950	103,300	-4,350	全会員数(612世帯+職員44名)×150円+振込手数料550円
4 市健全育成市民会議年会費	5,000	0	5,000	年会費
5 積 立 金	179,600	185,200	-5,600	
1 学校備品積立金	30,000	30,000	0	累積額:436,576円
2 PTA事務退職金	15,000	15,000	0	累積額:83,295円
3 機器入替準備金	10,000	10,000	0	累積額:237,888円
4 周年行事準備金	124,600	130,200	-5,600	(612世帯+職員44名)×95%×200円 累計額1,169,536円
6 予 備 費	747,065	0	747,065	
計	4,482,111	3,576,387	905,724	